

大分市が発注する工事請負契約に係る指名基準について

工事等の請負契約については、有資格業者（大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）により資格の認定を受けた者をいう。）のうちから、次に掲げる事項を総合勘案して指名すること。

1. 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないこと。

- (1) 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中である場合
- (2) 大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中である場合
- (3) 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められる場合
 - ① 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合
 - ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合
 - ③ 工事において、当該工事に係る関係法令違反が認められる場合
 - ④ 工事において、工事施行上の原因により地元関係住民との協調を著しく欠く場合
 - ⑤ 工事に係る債権債務関係、事故責任等について、市と係争中である場合

2. 経営状況

次の事項に該当する場合は指名しないこと。

- (1) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合（更生計画の認可が決定されたものを除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合（再生計画の認可の決定が確定されたものを除く。）

3. 工事成績の状況

- (1) 大分市建設工事成績評定要綱（平成14年大分市告示第175号）に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は指名しないこと。
- (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、また表彰状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

4. 当該工事に対する地理的条件

本市の区域内に主たる事務所を有する者（以下「地場業者」という。）に施工能力があると認められる場合は、地場業者を優先的に指名すること。

5. 受注及び手持業務の状況

当該年度の指名及び受注状況、手持工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6. 当該工事施工についての技術的適性

次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種又は類似工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同等と認められる条件下で施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7. 安全管理の状況

- (1) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 市発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

8. 労働福祉の状況

- (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは指名しないこと。
- (2) 建設業退職共済組合又は中小企業退職共済事業団等の退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入もしくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていることなど労働福祉が特に優良である場合は、十分尊重すること。

9. 指名の取消し

指名業者の選定後、当該業者が本基準に抵触した場合は、当該指名を取消すものとする。

附 則

この基準は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。